

自費治療は医療費控除で費用が安くなります！

高品質セラミック治療、インプラントなどの自費治療は、医療費控除の対象となる為、申告を行うことで、支払ったお金が一部戻ってきます。
医療費控除を受けることで、結果的に治療費の総額を下げるができます。

🦷 医療費控除とは

医療費控除は、患者様本人、患者様と生計を同じくする親族の為に、1月1日から12月31日までの1年間に10万円以上の医療費を支払った場合、かかった医療費と総所得金額に応じて所得税が減額される制度です。他の医療機関との併用が可能です。医療費控除できる金額になりましたというお知らせが税務署からくることはありません。確定申告や医療費控除は自分で行いましょう。

🦷 医療費控除の対象金額

控除される金額の上限は200万円です。その金額を超えたものは、医療費控除の対象とはなりません。

[実際に支払った医療費等の合計金額] - [Aの金額] - [Bの金額] = 医療費控除の対象金額

[Aの金額] 保険金などで補てんされる金額

[Bの金額] もしその年の所得金額の合計額が200万円未満の人は、所得金額の5%

🦷 医療費控除の対象金額

〈例〉年収200万円未満の方で医療費の合計が100万円だった場合

(100万円 - 10万円) × 10% = 9万円 が還付金額の目安になります。

国税庁ホームページ → <http://www.nta.go.jp/> または QRコードから →



🦷 申告に必要なもの

1. 医療費の領収証
2. 源泉徴収表（給与所得のある方のみ）
3. 保険給付金の控え
4. 印鑑
5. 還付金を振り込んでもらう金融機関の口座番号

| 課税所得額 (所得金額・控除額) | 税率 | 1年間の医療費合計 | | | | | |
|---------------------|-----|-----------|---------|---------|---------|----------|----------|
| | | 15万円 | 20万円 | 25万円 | 30万円 | 50万円 | 100万円 |
| 200万円 | 10% | 5,000円 | 10,000円 | 15,000円 | 20,000円 | 40,000円 | 90,000円 |
| 300万円 | 10% | 5,000円 | 10,000円 | 15,000円 | 20,000円 | 40,000円 | 90,000円 |
| 400万円 | 20% | 10,000円 | 20,000円 | 30,000円 | 40,000円 | 80,000円 | 180,000円 |
| 500万円 | 20% | 10,000円 | 20,000円 | 30,000円 | 40,000円 | 80,000円 | 180,000円 |
| 800万円 | 23% | 11,500円 | 23,000円 | 34,500円 | 46,000円 | 92,000円 | 207,000円 |
| 1,000万円 | 33% | 16,500円 | 33,000円 | 49,500円 | 66,000円 | 132,000円 | 297,000円 |